

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第25号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款支援課の項第1号中「母子家庭及び」の右に「父子家庭並びに」を加え、同項中第16号を第18号とし、第7号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定に関すること。
- (8) 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請に関すること。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)